

2. その他の整備に関連する情報提供

(1) 不正改造車を排除する運動

(プレスリリース)

国土交通省

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和3年5月31日

自動車局 整備課

安全・環境基準課

「不正改造車を排除する運動」の強化月間が始まります

～ 車の不正改造は、事故や環境悪化を引き起こす犯罪です ～

国土交通省では『不正改造車を排除する運動』として、関係省庁・団体^{※1}と連携し、不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動を行っております。その一環として、各地方運輸局等が定める「強化月間」が6月1日から始まり^{※2}、街頭検査の実施など、安全・安心な車社会形成のための徹底した取組みを行います。

※1 別紙1に記載； ※2 強化月間…6月：運輸局、10月：内閣府沖縄総合事務局

1. 不正改造を「しない」・「させない」ための啓発活動

- 政府広報ラジオ番組への出演。 ※JFN系全国38局ネットで放送予定
- ポスター及びチラシ（別紙2～4）等の貼付、配布及びSNS等への掲載等により、積極的に広報を実施。
- 全国のバス事業者（別紙5）の協力による、バス車両への広報横断幕の掲示。

2. 街頭検査の実施（強化月間中132回を計画）

- 警察機関、独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会等と連携した街頭検査を実施し、違反車両に対して整備命令を発令。 ※コロナウイルス感染症の状況により中止等の可能性有

【不正改造車の例】



違法マフラー（バイク）



フロントガラスへの指定外ステッカーの貼付



タイヤはみ出し車両

3. 不正改造車に関する情報収集等

- 各運輸支局等に「不正改造車・迷惑黒煙情報提供窓口」（別紙6）を設置し、窓口に通報があった情報をもとに、不正改造車ユーザーへ改善・報告を求めるハガキの送付

【問い合わせ先】自動車局整備課 藤埴・川崎・渡部（運動全般に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42412）・03-5253-8599（直通）

自動車局安全・環境基準課 秋月・鈴木（排出ガス等の基準に関すること）

TEL:03-5253-8111（代表）（内線:42523）・03-5253-8604（直通）

FAX:03-5253-1639

※街頭検査等の具体的な実施計画については、各地方運輸局等にお問い合わせください。

・別紙1、3の右半分、5、6は添付省略

STOP THE 不正改造

不正改造は犯罪です!!

それ! 許されないぞ!

不正改造車の使用者 ▶ 整備命令の発令

不正改造を実施した者 ▶ 6カ月以下の懲役 又は 30万円以下の罰金

基準不適合マフラーの装着 消音器の取り外し

運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け (貼付状態でも視光線透過率70%未満)

タイヤ及びホイールの車体 (フェンダー) 外へはみ出し

不正改造車を排除する運動

このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・
迷惑黒煙車
連絡先

北海道運輸局 011-290-2752
東北運輸局 022-791-7534
北陸信越運輸局 025-285-9155
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局 [不正改造] 052-952-8042
中部運輸局 [黒煙] 052-952-8044
近畿運輸局 06-6949-6453
中国運輸局 082-228-9142

四国運輸局 087-802-6783
九州運輸局 092-472-2537
沖縄総合事務局 098-866-1837

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→



推進/国土交通省、不正改造防止推進協議会 後援/内閣府、警察庁、農林水産省、経済産業省、環境省 協力/独立行政法人自動車技術総合機構、軽自動車検査協会

(一社)日本自動車整備協会、日本自動車整備協会各支部連合会、全国自動車部品整備工組合連合会、全国タイヤ工務店組合連合会、(一社)日本自動車販売協会連合会、(一社)日本中古自動車販売協会連合会、日本自動車輸入組合、(一社)日本自動車工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本自動車部品工業会、(一社)日本バス協会、(一社)全日本トラック協会、(一社)全国ハイヤー・タクシー連合会、(一社)日本建設協会、全日本自動車部品商協会の組合、(一社)日本自動車タイヤ協会、(一社)全国軽自動車協会連合会、(一社)全国自動車部品協会、(一社)日本自動車連盟、(一社)自動車検査登録情報協会、(一社)日本自動車会連合、(一社)日本自動車安全協会、(一社)全国自動車部品協会、全国石油商組合連合会、(一社)自動車用足小売業協会、日本ウィンドウ・フィルム工業会、日本自動車スポーツマフラー協会、(一社)日本自動車用品・部品アフターマーケット振興会、(一社)全国二輪車用品協会、全国ディーゼンポンプ振興会連合会、全国自動車大学校・整備専門学校協会、全国自動車技師大学協会、全国オートバイ協同組合連合会

www.tenken-seibi.com



このような改造は 不正改造です!!

① 基準不適合マフラーの装着/消音器の取り外し

基準不適合マフラーの装着やマフラーの切断・取り外しは、排気騒音が増大し、沿道住民の生活環境を脅かし、騒音公害の原因になります。



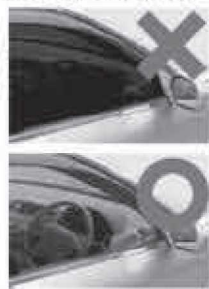
② タイヤ及びホイールの車体(フェンダー)外へのはみ出し



適切なタイヤやホイールを使用しなければ、車体に接触したり、ブレーキ機構などと干渉します。また、車体から突出することもあり、歩行者等に危害を及ぼすおそれがあり、大変危険です。

③ 運転者席・助手席の窓ガラスへの着色フィルム等の貼付け (貼付状態で可視光線透過率70%未満)

運転者席及び助手席の窓ガラスに濃い色の着色フィルムを貼ることにより、周囲の状況が確認しにくくなり、大変危険です。



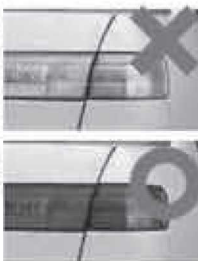
④ 基準外ウイングの取付け



車体からはみ出したウイングは、歩行者等に接触し、危害を加えるおそれがあるため、大変危険です。

⑤ 灯火類の灯光の色を変更 クリアレンズ等不適切な灯火類及び回転灯等の取付け

制動灯、方向指示器等はそれぞれ灯光の色が定められており、その他の色を使用することは誤認を与え、他の交通を阻害し、事故を誘発するおそれがあり、大変危険です。



※色の判断については、点灯状態を見て判断します。

⑥ A.荷台さし枠の取付け・燃料タンクの増設 B.突入防止装置の切断・取外し C.大型後部反射器の取外し



⑦ 前面ガラス等への装飾板の装着



⑧ 速度抑制装置(スピードリミッター)の解除・取外し



⑨ ディーゼル自動車が排出する黒煙



このような不正改造車を見かけたら、登録ナンバー、不正改造の内容等の情報をお寄せ下さい。

不正改造車・
運送黒煙車
連絡先

北海道運輸局 011-290-2752
東北運輸局 022-791-7534
北陸信越運輸局 025-285-9155
関東運輸局 045-211-7254

中部運輸局[不正改造] 052-952-8042
中部運輸局[黒煙] 052-952-8044
近畿運輸局 06-6949-6453
中国運輸局 082-228-9142

四国運輸局 087-802-6783
九州運輸局 092-472-2537
沖縄総合事務局 098-866-1837

<http://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha/tenkenseibi/huseikaizou/h2/h2-3/> 携帯、スマートフォンの方はコチラから→





交換用マフラーは 基準適合品を!

不正改造は犯罪です。



違法マフラー
徹底排除
強化中!



不正改造車の
使用者

整備命令の発令
▶整備命令に従わない場合については
50万円以下の罰金

不正改造を
実施した者

6ヶ月以下の懲役又は
30万円以下の罰金



国土交通省

不正改造の罰則等

1. 不正改造等の禁止（道路運送車両法第 99 条の 2）

何人も、保安基準に適合しなくなるような自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等（不正改造行為）を行ってはなりません。これに違反した場合は 6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の懲罰が科せられます。

2. 整備命令等

（1）整備不良に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条）

地方運輸局長は、自動車が保安基準に適合しなくなるおそれがある状態又は適合しない状態にあるときは、その使用者に対し、保安基準に適合しなくなるおそれをなくするため、又は保安基準に適合させるために、必要な整備を行うことを命ずることがあります。この場合、使用の方法若しくは経路の制限等を指示することもあります。この命令又は指示に従わない場合は、50 万円以下の罰金が科せられます。また、この命令又は指示に従わない場合には、当該自動車の使用を停止することがあり、これに違反した場合には、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。

（2）不正改造に係る整備命令（道路運送車両法第 54 条の 2）

自動車の改造、装置の取り付け、取り外し等により、保安基準に適合しない状態にある自動車を不正改造車と呼びます。

- ① 地方運輸局長は不正改造車の使用者に対し、保安基準に適合させるために必要な整備を行うことを命ずることがあります。
- ② ①の命令を発令したときは、当該自動車に整備命令標章を貼付します。
- ③ 整備命令が取り消されるまでは②の整備命令標章を剥がしてはいけません。
- ④ ①の整備命令を発令された使用者は、15 日以内に必要な整備を行い、当該自動車及び自動車検査証を地方運輸局長に提示しなければなりません。
- ⑤ 自動車の使用者が①の命令又は指示に従わない場合は、③又は④の規定に違反したときは、一定の期間当該自動車の使用を停止することがあります。
- ⑥ ⑤の使用停止期間が満了した後でも、当該自動車が保安基準に適合していなければ、当該自動車を引き続き使用できません。

なお、①の整備命令違反及び④の現車提示違反については、50 万円以下の罰金が科せられ、⑤及び⑥の使用停止違反については、6 ヶ月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金が科せられます。